

各地方農政局農村振興部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

} 殿

農林水産省農村振興局
農村政策部農村計画課長

地方公共団体が農地で埋蔵文化財の試掘調査を行う場合の農地転用許可制度 上の取扱いについて

このことについて、令和 4 年 3 月 31 日をもって農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）の一部が別添のとおり改正され、同日付けで施行された。

これまでも、都道府県及び指定市町村が試掘調査を実施する場合、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項第 2 号又は第 5 条第 1 項第 1 号に該当し、同法第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可（以下「農地転用許可」という。）は不要であったが、今般の改正により、指定市町村以外の市町村が実施する埋蔵文化財の試掘調査についても、農地転用許可を要しないこととなった。

ついては、下記事項を、管内の都道府県及び市町村農業委員会に周知いただくとともに、農地の適切かつ効率的な利用の確保と埋蔵文化財の試掘調査の円滑な実施につき、特段の御配慮をお願いする。

なお、別添のとおり、文化庁文化財第二課から各都道府県文化財行政担当部局宛に事務連絡が発出されていることを申し添える。

記

1 調査実施に当たり地方公共団体の文化財行政部担当局から連絡があった場合の対応

地方公共団体の文化財行政担当部局が、農地において埋蔵文化財の試掘調査を実施しようとする場合、あらかじめ、農業委員会に、試掘調査を実施する場所、調査開始予定日とその期間、調査の概要（試掘溝の位置・箇所数・深さ等）について連絡することとされている。

このため、地方公共団体の文化財行政担当部局から上記の連絡を受けた農業委員会は、連絡に係る調査の概要を踏まえ、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれがないか、当該調査が完了した後の原状復旧が適切に行われるかについて確認し、必要に応じ、地方公共団体の文化財行政担当部局に助言を行うこと。

2 試掘調査完了後の原状復旧の確認について

農業委員会は、地方公共団体の文化財行政担当部局から試掘調査が完了した旨連絡を受けた場合は、原状復旧が適切に行われたかどうか確認すること。